

第70号 社協だより

笑顔

令和4年3月1日発行
【天草市社会福祉協議会】

春の訪れ ひなまつり

天草市役所 五和支所 エントランスにて
サロン手芸クラブ(五和町御領)のみなさん
(※写真撮影のため、マスクをとっていただきました)

住み慣れた地域でいつまでも 安心して暮らし続けるために

～ 天草市民生委員児童委員協議会連合会幹事と 馬場 昭治 天草市長との新春福祉懇談会を開催!! ～



▲濱田 幸人 理事(会計)



▲益田 秀人 理事(書記)



▲小浦 國良 副会長



▲馬場 昭治 天草市長



▲田中 宣良 会長



▲倉田 精一 副会長



れました。
幹事からは、感染拡大の防止に関する対策を行いながら、地域の皆さんの声や想いに寄り添う身近な存在として、これからも地域福祉の充実に取り組んでいきたいとの抱負を述べられました。
今回の懇談会は、天草市の地域福祉施策の方針と民生委員・児童委員活動との連携を図るうえで有意義な機会となりました。

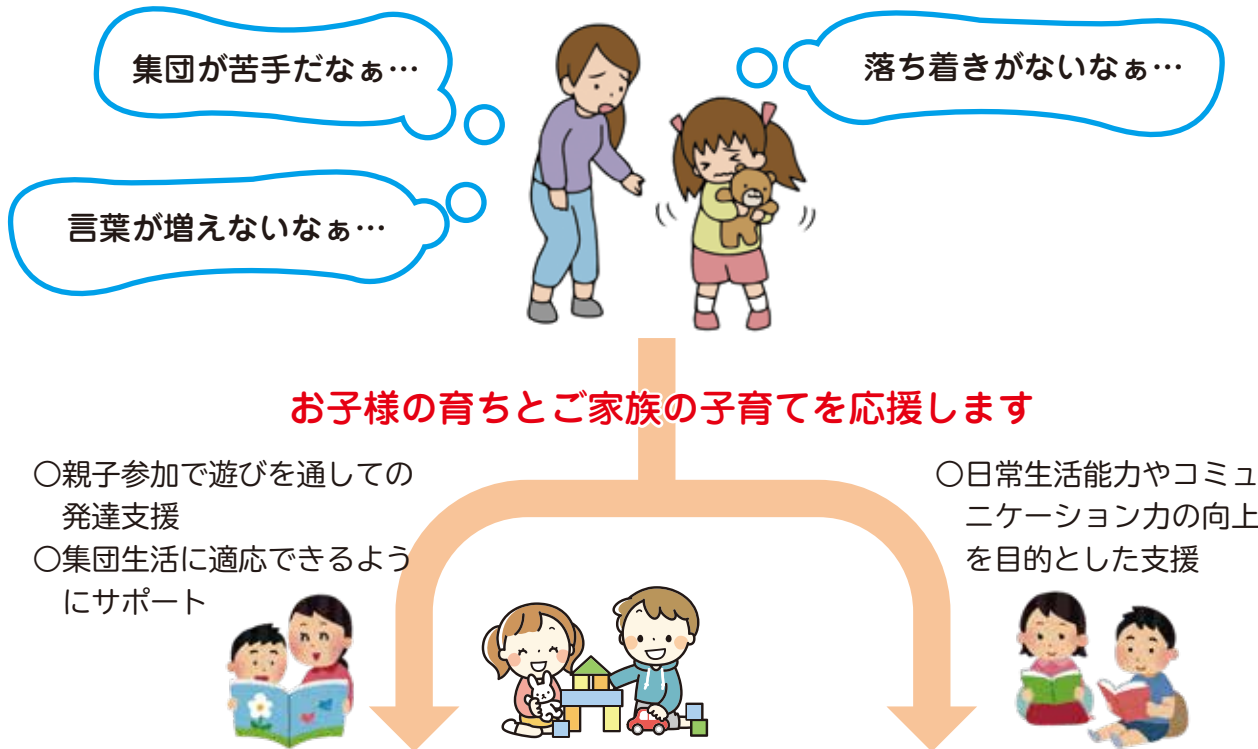
令和4年1月11日(火)、天草市民生委員児童委員協議会連合会の田中宣良会長をはじめとする幹事5名が、馬場昭治天草市長のもとを訪れ、天草市の地域福祉について懇談されました。
馬場市長からは、昨今のコロナ禍で、地域の繋がりが希薄化する中、見守りをはじめ、住民の困りごとの相談対応や課題の早期発見など、民生委員活動の重要性を更に感じることができたと感謝の言葉を述べられました。
また、昨年12月に全国民生委員児童委員協議会連合会より発行された全国の民生委員児童委員活動を紹介する情報誌「View(ビュー)」に天草市子ども民生委員の取り組みが事例紹介として掲載されたことについて、「子ども民生委員の活動においても、日頃の地域に根差した民生委員活動を行っている皆さんのご協力は欠かせません。これからも地域住民の身近な相談役として、地域福祉活動とともに、子ども民生委員の活動についてもご指導・ご協力いただきたい」とお願いされました。

個別相談随時開催中

新年度児童募集中

すくすく園

自立に必要な知識や技能、動作を学び、集団生活に適応できるようになるための訓練などを行うことを目的として、お子様それぞれの発達を支援します。



事業名	児童発達支援事業(親子同伴)	放課後等デイサービス事業	
対象者	通所利用の障がい児及びその可能性のある幼児	小学校6年生までの障がい児及びその可能性のある児童	
定員	10名		
営業日	月曜～金曜	月曜～金曜	土曜
利用時間	9時～13時	14時～17時	9時～15時
目的	日常生活における基本的動作を習得及び集団生活に適応することが出来るよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練を行う。	授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や学校及び家庭とは異なる時間、空間、体験等を通じて、子どもの状況に応じた発達支援を行う。	
支援内容	・ 集団活動支援 ・ 個別活動支援	・ 集団活動支援 ・ 個別活動支援 (余暇活動、お手伝い活動)	

※祝日も開所しています。

問い合わせ先 **児童発達支援センターすくすく園** ☎0969-23-7049

天草市社会福祉協議会本渡支所内 天草市亀場町亀川1886-2(旧天草中央保健福祉センター内)



妊産婦・ひとり親家庭 の暮らしを応援します



妊産婦日常生活支援事業

対象者 市内に住所があり、次の要件を全て満たす人。

- ① 妊娠中または、出産後1年以内の人。
- ② 心身の不調や冠婚葬祭などにより、家事や育児を行うことが困難で、自宅や近所に手伝ってくれる家族や知人がいない人。
(ご家族・知人がいても手伝わえない理由があれば利用できます)

ひとり親家庭等日常生活支援事業

対象者 市内に住所があるひとり親家庭の人で、次のいずれかに該当する人。

- ① 技能習得のための通学、自立促進のための就職活動などにより、生活支援、保育サービスが必要な人。
- ② 疾病、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事などにより、生活支援、保育サービスが必要な人。
- ③ ひとり親家庭などになって間もないなどの理由により、生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障をきたしている人。
- ④ 乳幼児又は小学生を養育しており、就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合(通常の労働時間の就業を除く)

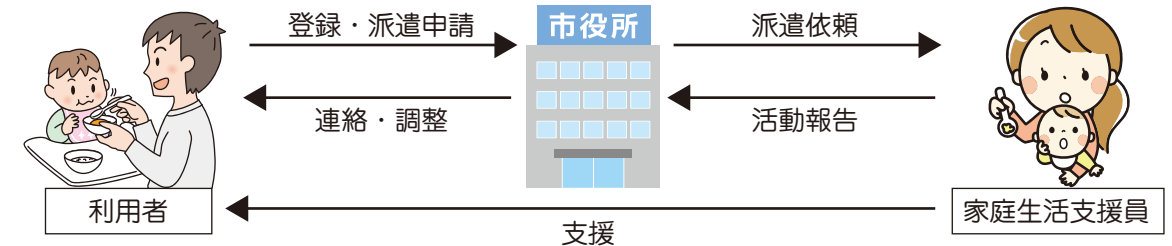
支援内容

- 生活援助……家事や沐浴、子どものお世話、病院の付き添いなど日常生活の援助
- 子育て支援……子どもの預かりなどの保育サービス

利用方法

事前に利用登録申請書を提出し、支援の必要な時に派遣依頼をしてください。
※登録をしておらず、急な支援が必要なときは下記の問い合わせ先にご連絡ください。

利用までの流れ



利用料金

利用者世帯の区分	利用者の負担額(1時間あたり)	
	生活援助	子育て支援(児童1人の場合)
生活保護法による被保護世帯・住民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

問い合わせ先 **天草市子育て支援課** ☎0969-23-1111
☎0969-27-5400(直通)



皆様のご協力ありがとうございました



「日本赤十字社会費実績報告」

会費総額 **12,445,906円**

(令和4年1月31日現在)

寄せられた会費は、日本赤十字社熊本県支部へ送金し国内における台風、火災、水害、地震などの自然災害時の救護の活動と準備、物資の調達費等に利用されます。

また、国内にとどまらず、国際援助活動や青少年赤十字の普及・育成等に幅広く活用されています。

他にも、赤十字のボランティアの基礎研修を行い、多くの方が災害時に助け合える環境を整えるための資金として活用されています。

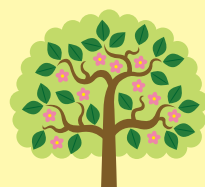
「赤い羽根共同募金実績報告」

募金総額 **20,429,231円**

(令和4年1月31日現在)

令和3年10月1日から展開されました赤い羽根共同募金運動は、地域の皆様方をはじめ、各種関係団体の方々の温かいご協力により、多くの募金をいただきました。

寄せられた募金は、熊本県共同募金会へ送金し、令和4年度に県内の社会福祉団体・施設やボランティア団体に配分されるとともに、天草市へも地域配分金として地域福祉事業・ボランティア事業の充実のために活用しています。



支え合い **み** ~つけた

~人と関わることの大切さ~



今回は、倉岳町で支え合い活動をされている坂本 啓さんをご紹介します。



「人とのつながりや会話をする機会を持つことは、本当に大切な事ですね」と話す坂本さんは、自宅で家族の介護を行うなかで、寂しさを感じる事があったそうです。

そんな時、「人と交流し、寂しさや喜びを共有していきたい」と思ったのが、近隣の方の草引きや野菜作り等のボランティア活動を始めるきっかけでした。



現在は、ほっと安心サポート事業のサポート会員にも登録されており、依頼会員の庭の落ち葉掃きや玄関の掃除、困りごとの相談なども、サポート会員として支援を行ってられます。

坂本さんは「喜んでもらえれば私も嬉しいし、話をするなかでいろんなことを教わることもあります。人と関わりを持ちながらお互いに助け合っていけたら良いですね」と、嬉しそうに話されていました。



坂本 啓さん

あまくさ成年後見センター



成年後見制度の普及啓発に



向けての取組 ?



Q あまくさ成年後見センターとは？

A あまくさ成年後見センターは、認知症や障がいがあっても、権利が守られ、その人らしく安心して暮らすことができるよう、成年後見制度等による支援・利用相談・利用促進の取り組みを行うセンターです。

Q 成年後見制度とは何？

A 認知症や精神上的の障がいなどにより、判断能力が十分でない方に代わり、本人の財産を管理し、不当な契約などから守る制度です。成年後見人の大きな役割としては以下の2つに分かれています。

財産管理：本人の預貯金や財産（不動産）を管理する

身上保護：本人に代わって医療や福祉サービスの手配、契約を行う

悪徳商法で高額なものを買ってしまった際には取消もできます。

Q なぜ普及啓発が必要？

A 認知症や一人暮らし高齢者が増加していく中、金銭管理や様々な福祉サービス等の契約行為が必要になる場面は多々あります。また、障がいがある方も今は親族が支援していても、その方が高齢になっていく・・・

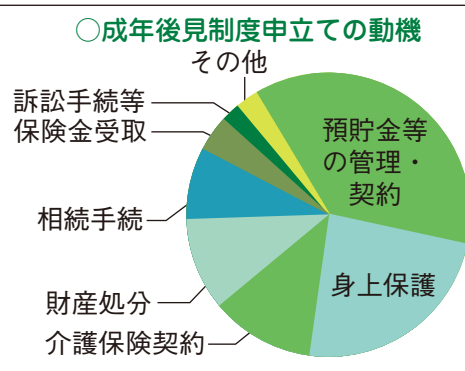
など、制度が必要と思われる方はいらっしゃるにも関わらず、利用されている方はまだまだ少ない状況です。



Q どのような事をしているの？

- 相談窓口としての役割
- 地域住民に対し、講演会や講座の開催
- 関係機関の相談員を対象とした研修
- 専門家を交えての会議

上記のように、たくさんの方との繋がりを持ちながら、必要な方に制度が届くように活動を行っています。



成年後見制度利用の動機は様々です。判断能力が低下しても安心して暮らせることは、誰もが望むことだと思います。あまくさ成年後見センターでは、成年後見制度等の利用相談に応じ、これからの生活を共に考え、皆様の不安を解決していければと考えています。財産管理や契約について、お悩みや不安をお持ちの方はまずはご相談ください。



あまくさ成年後見センター TEL: 0969-32-2552 / FAX: 0969-32-2551

ご寄附お礼

◆天草信用金庫 山田 清和 会長より多額のご寄附をいただきました◆



▲天草信用金庫
会長 山田 清和 様

▲天草市社会福祉協議会
会長 馬場 昭治 (天草市長)

▲山田 清和 様よりご寄附の贈呈

令和4年1月11日(火) 天草市役所 市長公室において、天草信用金庫 会長 山田 清和 様からのご寄附に伴う贈呈式が執り行われました。

今回のご寄附は、山田様の旭日双光章受章にあたり、地域福祉の推進に役立てて貰いたいとの主旨でいただいたものです。

ご寄附は地域福祉事業に有効に活用させていただきます。心より感謝とお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

サーモカメラ(非接触検温機)を導入いたしました

2021年度公益財団法人JKA(競輪とオートレース)の補助により、本渡支所の玄関に非接触検温が可能なサーモカメラを設置しました。

新型コロナウイルスやインフルエンザの感染拡大を予防するため、ご来館の際にはマスクを着用し、手指消毒と検温のご協力をお願いします。



♥お住まいの地域の間合せ先♥

本渡支所 ☎24-0100
倉岳支所 ☎64-3895
天草支所 ☎42-0678

牛深支所 ☎72-2904
栖本支所 ☎66-3367
河浦支所 ☎76-1401

有明支所 ☎53-0110
新和支所 ☎46-3770

御所浦支所 ☎67-3782
五和支所 ☎32-1076

〈編集・発行〉社会福祉法人

天草市社会福祉協議会

〒863-2201 天草市五和町御領2943番地 TEL(0969)32-2552 FAX(0969)32-2551
E-mail : amakusa-cosw@amasha.jp URL : http://amakusa-shakyo.jp

